

○内閣府令第 号
農林水産省

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）第十五条の規定に基づき、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十月七日

内閣総理大臣 菅 義偉

農林水産大臣 野上浩太郎

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
附則		附則	
<p>(信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係)</p> <p>第三十八条 法附則第三十三条第二項の規定により令附則第十六条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
〔略〕	定	読み替える命令の規定	読み替える命令の規定
	句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
		読み替える字句	読み替える字句
民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則内	経営困難農水産業協同組合とみなされるもの	経営困難農水産業協同組合とみなされるもの並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則内
民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則内	経営困難農水産業協同組合とみなされるもの	経営困難農水産業協同組合とみなされるもの並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則内

備考 表中の「」の記載は注記である。

則（平成二十九年厚生閣府、財務省、労働省、農林水産省、令第二号）第五

（再編強化法）という。附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合に該当する特定承継会社（再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下この項において同じ。）及び再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第八十三条第三項又は第四百三条第二項の規定により経営困難農水産業協同組合とみなされるものに該当する特定承継会社

則（平成二十九年厚生閣府、財務省、労働省、農林水産省、令第二号）第五

（再編強化法）という。附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合に該当する特定承継会社（再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下この項において同じ。）及び再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第八十三条第三項又は第四百三条第二項の規定により経営困難農水産業協同組合とみなされるものに該当する特定承継会社

則（平成二十九年厚生閣府、財務省、労働省、農林水産省、令第二号）第五

（再編強化法）という。附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合に該当する特定承継会社（再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下この項において同じ。）及び再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第八十三条第三項又は第四百三条第二項の規定により経営困難農水産業協同組合とみなされるものに該当する特定承継会社

[

附 則

この命令は、公布の日から施行する。